

# 看護職員の負担の軽減および処遇の改善計画

## 1、看護職員と他職種との業務分担

### (1) 薬剤師

- 1病棟への薬剤の払い出しは点滴、注射等を患者単位で準備し、病棟看護師の負担軽減を図る。
- 2薬剤の効能効果、用法用量など最新情報が、電子カルテ上で迅速に閲覧できるようマスターデータを適切に管理する。新規採用薬剤についてはセミナーを開催。
- 3病棟での、残薬確認、継続・臨時処方の確認、処方依頼の薬剤管理を担うことで、看護師の負担軽減を図る。
- 4病棟の持参薬管理や病棟の配置薬、薬剤管理を担うことで、看護師の負担軽減を図る。

### (2) 臨床工学技士

- 1医療機器の管理、請求、補充を行ない、看護師の負担軽減を図る。
- 2医療機器の点検及び使用時の指導・教育を行なうことで、看護師の負担軽減を図る。

### (3) 事務職員・地域連携

- 1各種書類作成の補助、書類交付等の補助
- 2面会者の予約・荷物の受け取りで看護師の負担軽減を図る。
- 3退院にむけた調整・相談業務

### (4) リハビリ

- 1病棟、機能訓練間の移動介助を担うことで、看護師の負担軽減を図る。
- 2リハビリ職による病棟内で行う日常生活動作移乗の為の介助を担うことで、看護師の負担軽減を図る。

### (5) 管理栄養士

- 1病棟から連絡を受けた患者様の食事内容確認、変更代行入力を行ない、看護師の負担軽減を図る。

### (6) レントゲン

- 1病棟、検査の為の移動介助を担うことで、看護師の負担軽減を図る。
- 2技師職による検査前後の説明や結果を担うことで、看護師の負担軽減を図る。

## 2、看護補助者の配置

- 1看護補助者を適正に配置、活用し、看護職員の負担軽減を図る。
- 2院内に於いては、看護職員が行なう書類・伝票の整理についても業務分担を推進する。

## 3、夜勤専従看護師の採用

夜勤専属の臨時看護師の採用により、正規看護師の夜勤負担軽減を図る。

## 4、妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- 1出産後、職場へのスムーズな復帰を促すため、院内保育所による保育を実施する。
- 2妊娠中、本人の申請により深夜の勤務を免除する。
- 3育児短時間勤務については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく。

## 5、その他

- 1看護職員数を適正に管理し、職員1人当たりの業務負担を軽減するとともに、年休等休暇が修得しやすい体制を整備する。
- 2夜勤・交代勤務ガイドラインに添った勤務形態にするため、変則交代制勤務を拡充するとともに勤務形態変更に合わせた環境を整備する。
- 3病棟看護師には、基本的に一人一台のノートパソコンを配備し、看護記録等の入力リアルタイムで行える体制を整備する。

## 6、時間外短縮の取り組み職場環境の整備

勤退システムの導入を実施、休暇取得などの勤務実態の把握し看護職員の負担軽減を図る。  
勤務に関する届け出の電子化を図り事務作業の短縮化を図る。

## 7、処遇改善

ベースアップ評価料による賃上げに向けた評価の新設（外来・在宅・入院）

## 8、役割分担推進のための委員会

- 1役割分担推進のための委員会は、「看護職員と他職種との業務負担軽減カンファレンス」とする。
- 2当計画の実施状況等について、年1回以上委員会に報告し審議を行なう。
- 3参加職種は次の通りとする。  
医師、看護師、診療技術職員、事務職員

## 9、計画達成の目標年度

令和7年度